

第1章 総則

(目的)

第1条 鶴見大学大学院（以下「本大学院」という。）は、鶴見大学（以下「本大学」という。）の目的及び使命達成のため学部における教育の基礎の上に高度にして専門的な学術の理論かつ応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展と社会福祉の増進に寄与しうる有能な研究指導者を養成することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえて不断の見直しを行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たり、その項目及び体制については、別に定める。

3 第1項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うように努めることとする。

(組織的な研修等)

第2条の2 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント：以下「FD」という。）を実施するものとする。

2 前項のFDを推進するために、本大学院各研究科にFD委員会を置く。

3 FD委員会に関する規程は、別に定める。

4 本大学院は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（FDを除く。）の機会を設け、その他必要な取組を行うものとする。

(情報の積極的な提供)

第2条の3 本大学院は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(課程)

第3条 本大学院文学研究科に博士課程を置き、博士前期課程と博士後期課程とに区分する。

博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

2 本大学院歯学研究科に博士課程を置く。

3 文学研究科における博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

4 文学研究科における博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

5 歯学研究科における博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(教育研究指導方針)

第3条の2 前条第3項、第4項及び第5項に規定する目的を達成するために、修了認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針並びに学位論文の作成等に対する指導の計画について、別に定める。

第2章 組織

(研究科)

第4条 本大学院に下記の研究科を置く。

文学研究科

歯学研究科

(専攻)

第5条 各研究科に次の専攻を置く。

文学研究科 日本文学専攻（博士前期課程、博士後期課程）

英米文学専攻（博士前期課程、博士後期課程）

文化財学専攻（博士前期課程、博士後期課程）

ドキュメンテーション専攻（博士前期課程、博士後期課程）

歯学研究科 歯学専攻（博士課程）

第3章 修業年限等

(標準修業年限)

第6条 文学研究科博士課程の標準修業年限は、5年とし、これを前期2年、後期3年に区分する。

2 歯学研究科博士課程の標準修業年限は、4年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第6条の2 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを申し出たときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を許可することがある。

2 前項により、計画的な履修を認められた者に係る修業年限は、第24条に定める在学期間を超えることはできない。

3 長期履修に関する規程は、別に定める。

第4章 収容定員

(入学定員及び収容定員)

第7条 研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程		博士後期課程		博士課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文学研究科	日本文学専攻	5	10	2	6		
	英米文学専攻	5	10	2	6		
	文化財学専攻	3	6	2	6		
	ドキュメンテーション専攻	3	6	2	6		
歯学研究科	歯学専攻					18	72
合計		16	32	8	24	18	72

第5章 教育方法等

(教育方法)

第8条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 本大学院は、前項の授業又は研究指導を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業等を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教育方法の特例)

第8条の2 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第9条 各研究科における授業科目及び単位数は、別表によるものとし、履修方法及び研究指導の内容は、各研究科において別に定めることとする。

2 文学研究科において、別表Ⅰ-1により、博士前期課程は、32単位以上を修得するものとする。

3 文学研究科において、別表Ⅰ-2により、博士後期課程は、日本文学専攻及び英米文学専攻にあっては20単位以上を、文化財学専攻にあっては8単位以上を、ドキュメンテーション専攻にあっては12単位以上を修得するものとする。

4 歯学研究科においては、別表Ⅱにより、必修科目・選択科目を含めて、合計30単位以上を修得するものとする。ただし、選択科目については、予め定められたうちから修得するものとし、その科目の履修は、必修科目担当教員の指導を受けるものとする。

(他の大学院の授業科目)

第10条 各研究科において、教育研究上有益と認めるときは、別に定めるところにより、他の大学院の授業科目を履修させることができる。

この場合において、履修した授業科目の修得単位は、15単位を超えない範囲で、本大学院において修得したもののみならずことができる。

2 各研究科において、教育研究上有益と認めるときは、別に定めるところにより、他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第10条の2 本大学院に入学する前に本大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教育研究上有益と認めるときは、本大学院における授業科目の履修とみなし、15単位を超えない範囲で単位を与えることができる。

2 前項の規定により認定できる単位は、転入学及び再入学の場合を除き、各研究科に開講する授業科目と同一名称又は同一もしくは類似内容のもので、単位数が同等以上のものに限り、前条の規定により認定する単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(単位の認定)

第11条 授業科目を履修した者に対しては、試験及び研究報告等により科目担当教員が学期末又は学年末に単位を認定する。

(成績の認定)

第12条 文学研究科においては、各科目の成績認定は、優・良・可及び不可の4種の評語をもって表わし、優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

2 歯学研究科においては、各科目の成績認定は、合格、不合格の2種とする。

(教育職員免許状)

第13条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、文学研究科の授業科目より教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要単位を修得しなければならない。

2 本大学院で取得できる免許状の種類及び教科は、次のとおりである。

研究科	専攻	免許状の種類	教科
文学研究科	日本文学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	国語
	英米文学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	外国語 (英語)
	文化財学専攻	中学校教諭専修免許状	社会

第6章 課程修了の要件

(修了の要件)

第14条 各課程修了の要件は、次に掲げるとおりとする。

2 文学研究科において、博士前期課程は、2年以上在学し、32単位以上を修得して、さらに必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査に合格し、かつ、最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、次の各号に該当する者は年数を「2年以上」を「1年以上」に読み替えるものとする。

(1) 第20条の規定により入学資格を有した後に、第10条の2の規定により単位を修得した者

(2) 優れた研究業績を上げた者

3 博士後期課程においては、3年以上在学し、日本文学専攻及び英米文学専攻にあつては20単位以上を、文化財学専攻にあつては8単位以上を、ドキュメンテーション専攻にあつては12単位以上を修得して、さらに必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査に合格し、かつ、最終試験に合格しなければならない。

4 歯学研究科博士課程においては、4年以上在学し、30単位以上を修得し、さらに必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査に合格し、かつ、最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、次の各号に該当する者はそれぞれ年数を読み替えるものとする。

(1) 第20条の規定により入学資格を有した後に、第10条の2の規定により単位を修得した者は、「4年以上」を「3年以上」

(2) 優れた研究業績を上げた者は、「4年以上」を「3年以上」

(3) 前2号にともに該当する者は、「4年以上」を「2年以上」

第7章 学位

(学位の授与)

第15条 本大学院文学研究科日本文学専攻博士前期課程、英米文学専攻博士前期課程及びドキュメンテーション専攻博士前期課程を修了した者には、修士（文学）の学位を授与する。

2 本大学院文学研究科文化財学専攻博士前期課程を修了した者には、修士（文化財学）の学位を授与する。

第16条 本大学院文学研究科日本文学専攻博士後期課程、英米文学専攻博士後期課程及びドキュメンテーション専攻博士後期課程を修了した者には、博士（文学）の学位を授与する。

2 本大学院文学研究科文化財学専攻博士後期課程を修了した者には、博士（文化財学）の学位を授与する。

3 本大学院学生以外の者で、博士（文学）又は博士（文化財学）の学位を請求して、論文を提出する者がある時は、本学学位規程の定めるところにより、これを受理するものとする。

第17条 本大学院歯学研究科博士課程を修了した者には、博士（歯学）の学位を授与する。

2 本大学院学生以外の者で、博士（歯学）の学位を請求して、論文を提出する者がある時は、本学学位規程の定めるところにより、これを受理するものとする。

第18条 その他学位に関する規程は、別に定める。

第8章 入学、在学、休学、復学、転入学、退学、除籍及び再入学

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、毎年度学年始めとする。

(入学の資格)

第20条 本大学院各研究科に入学できる資格のある者は、それぞれ次の各号の一に該当する者とする。

文学研究科博士前期課程

(1) 大学を卒業した者

(2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(3) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) その他本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

文学研究科博士後期課程

(1) 修士の学位を有する者

(2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) その他本研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

歯学研究科博士課程

(1) 大学（歯学又は医学の学部）を卒業した者

(2) 外国において学校教育における18年の課程（最終課程は歯学又は医学）を修了した者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) その他本大学院において、大学（歯学又は医学の学部）を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第21条 本大学院に入学を志願する者は、所定の入学検定料及び必要な書類を添えて申し出なければならない。

(入学検定)

第22条 入学検定は、人物及び学力について行うものとする。この場合において、学力検定は試験検定とし、試験方法は、その都度定める。

(入学手続)

第23条 前条の選考の結果に基づいて合格の通知を受けた者は、定められた期日までに所定の書類を提出するとともに入学金、授業料及びその他の納付金を納入するものとする。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

(在学期間)

第24条 文学研究科博士前期課程における在学期間は、4年を超えないものとする。

2 文学研究科博士後期課程における在学期間は、6年を超えないものとする。

3 歯学研究科博士課程における在学期間は、8年を超えないものとする。

(休学手続)

第25条 学生が病気その他の事故により3か月以上休学しようとするときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(休学期間)

第26条 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由あるものに対しては、さらに1年以内の休学を許可することがある。休学期間は、第24条の在学期間に算入しない。

(復学)

第27条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長に願い出て許可を受けて復学することができる。

(休学の特例)

第28条 学長は、特に必要と認められた者に対して、休学を命ずることがある。

(他の大学院への入学)

第29条 他の大学院へ入学しようとする者は、その理由を詳記の上、学長に願い出てその許可を受けなければならない。許可を受けると同時に退学するものとする。

(他の大学院への転学)

第30条 他の大学院へ転学しようとする者は、その理由を詳記の上、学長に願い出てその許可を受けなければならない。許可を受けると同時に退学するものとする。

(転入学)

第31条 学長は、本大学院への転学を志願する者に対して、願い出により欠員ある場合に限り各研究科委員会の審議を経て、これを許可することがある。

(退学)

第32条 学生は、病気その他の事由で退学しようとするときは、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

第33条 学長は、学生が病気その他の事由で成業の見込みがないと認めるときは、退学を命ずることがある。

2 文学研究科において、課程を修了することなく、第24条第1項又は第2項に規定する在学期間を経過した者は、退学するものとする。

(除籍)

第33条の2 次の各号のいずれかに該当する者を学長は除籍することができる。

(1) 指定の期日までに学生納付金等を納入せず、督促してもなお納入に応じない者

(2) 第24条に定める在学期間を超えた者

(3) 第26条に定める休学期間を超えて復学できない者

(4) 死亡の届けがあった者

(再入学)

第33条の3 本大学院の学生で退学した者が、再入学を希望したときは、選考の上、入学を許可することがある。

2 再入学に関する規程は、別に定める。

第9章 賞罰

(表彰)

第34条 著しい善行のあった者は、これを表彰することがある。

(懲戒)

第35条 学生の本分に反する行為のあった者は、研究科委員会の審議を経て、学長が懲戒する。懲戒は、戒告、謹慎、停学及び退学とする。

2 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 病気その他の事由で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第10章 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料及び学生納付金)

第36条 入学検定料及び学生納付金は、別表Ⅲに定めるとおりとする。

2 その他学生納付金についての細則は、別に定める。

(納付金の不返戻)

第37条 既納の納付金は、事由の如何を問わず返戻しない。転学、退学、除籍又は退学を命じられた者も当該年度の授業料を納入しなければならない。

(停学者の授業料)

第38条 停学者も、当該年度の授業料を納入しなければならない。

(休学者の授業料)

第39条 休学者の授業料は、学年度始めより1年間を通じて休学する場合に限り、当該年度の授業料は徴収しない。

(督促)

第40条 授業料を所定期間内に納入せず督促を受けながら、なお納入を怠る者は、除籍される。

第11章 外国人留学生、聴講生、科目等履修生及び研究生

(外国人留学生等)

第41条 外国人留学生、聴講生、科目等履修生及び研究生については、別に定める。

第12章 教育研究実施組織等

(教員)

第42条 大学院学生の授業及び研究指導には、本学専任教員がこれに当たる。ただし、必要に応じ兼任教員を置くことができる。

(教育研究実施組織等)

第42条の2 本大学院は、教育研究上の目的を達成するため、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制する。

2 教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、適切な役割分担の下での職員の協働や組織的な連携体制を確保する。

3 教育研究実施組織等に関する必要な事項は、別に定める。

第13章 研究科委員会、大学運営協議会及び全学自己点検評価委員会

(研究科委員会)

第43条 大学院に各研究科委員会を置く。

(研究科委員会の組織)

第44条 研究科委員会は、研究科の教授をもって組織する。ただし、必要あるときは、研究科委員会の決定により研究科の他の教員を構成員に加えることができる。

(研究科委員会の審議事項)

第45条 研究科委員会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じて、意見を述べるることができる。

(研究科委員会委員長)

第46条 各研究科委員会委員長は、研究科長がその任に当たる。

(研究科委員会の招集及び議長)

第47条 研究科委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(研究科委員会の議事等)

第48条 研究科委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ委員会を開くことができない。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(大学運営協議会・全学自己点検評価委員会)

第49条 重要事項の協議、内部質保証の推進及び連絡調整のため、大学運営協議会を置く。

2 本学則第2条の実施にあたっては、全学自己点検評価委員会を置き、大学運営協議会にその結果を報告する。

3 大学運営協議会及び全学自己点検評価委員会に関する規程は、別に定める。

第14章 改正手続

(改正手続)

第50条 本学則及び本学則に基づいて定める諸規則・諸規程は本学の必要に応じて変更することがある。

2 本学則の改正は、各研究科委員会及び大学運営協議会の審議を経て、理事会が決定する。

附 則

1 本学則は、昭和52年4月1日から施行する。

2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。

附 則

1 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。

附 則

1 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。

附 則

1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。

附 則

1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。

2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。

- 3 学則第31条、第33条は、文学研究科においては、平成元年度入学者より、歯学研究科においては、昭和63年度入学者より適用する。なお、第32条の入学金は、平成元年度4月1日以降の納入者より適用する。
- 4 学則第6条の総定員については、平成元年度は日本文学専攻6名、英米文学専攻6名、合計12名とする。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。
- 3 学則第32条は、文学研究科においては、平成3年度入学者より、歯学研究科においては、昭和63年度入学者より適用する。
- 4 学則第33条は、平成3年度入学者より適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成3年9月1日から施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。
- 3 学則第34条で定める学生納付金は、平成5年度入学者より適用する。ただし、文学研究科において入学金は、本学卒業生に限り半額免除とする。歯学研究科において施設設備費は、本学卒業生に限り全額免除とする。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。
- 3 学則第36条で定める学生納付金は、平成6年度入学者より適用する。ただし、文学研究科において入学金は、本学卒業生に限り半額免除とする。
- 4 文学研究科日本文学専攻博士前期課程より、引続き同博士後期課程に入学する場合入学金は、全額免除とする。
- 5 歯学研究科において施設設備費は、本学卒業生に限り全額免除とする。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。
- 3 学則第36条で定める学生納付金は、平成7年度入学者より適用する。ただし、文学研究科において入学金は、本学卒業生に限り半額免除とする。
- 4 文学研究科日本文学専攻博士前期課程より、引続き同博士後期課程に入学する場合入学金は、全額免除とする。
- 5 歯学研究科において施設設備費は、本学卒業生に限り全額免除とする。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。
- 3 学則第36条で定める学生納付金は、平成8年度入学者より適用する。ただし、文学研究科において入学金は、本学卒業生に限り半額免除とする。
- 4 文学研究科日本文学専攻博士前期課程より、引続き同博士後期課程に入学する場合入学金は、全額免除とする。
- 5 歯学研究科において施設設備費は、本学卒業生に限り全額免除とする。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。
- 3 学則第36条で定める学生納付金は、平成9年度入学者より適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。
- 3 学則第36条で定める学生納付金は、平成10年度入学者より適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。
- 3 学則第36条で定める学生納付金は、平成11年度入学者より適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日からこれを施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。
- 3 学則第36条で定める学生納付金は、平成17年度入学者より適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。

附 則

- 1 この学則は平成19年4月1日からこれを施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日からこれを施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日からこれを施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日からこれを施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日からこれを施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日からこれを施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日からこれを施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
ただし、令和2年度以前の入学生については、第25条、第27条及び第32条に定めるところによる「保護者」は、従前のおり「保証人」とする。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。

大学院各研究科授業科目

別表Ⅰ－1 文学研究科（博士前期課程）

別表Ⅰ－2 文学研究科（博士後期課程）

別表Ⅱ 歯学研究科

別表Ⅲ 入学検定料及び学生納付金

大学院各研究科授業科目

別表 I - 1 文学研究科 (博士前期課程)

専攻名	授 業 科 目	単 位 数			
		必 修	選 択	計	
日 本 文 学 専 攻	文献読解Ⅰ	2			
	文献読解Ⅱ	2			
	文献読解Ⅲ	2			
	文献読解Ⅳ	2			
	日本文学研究Ⅰ		4		
	日本文学研究Ⅱ		4		
	日本文学研究Ⅲ		4		
	日本文学研究Ⅳ		4		
	日本文学研究Ⅴ		4		
	日本語学研究		4		
	中国文学研究		4		
	日本書誌研究		4		
	日本文学演習Ⅰ		4		
	日本文学演習Ⅱ		4		
	日本文学演習Ⅲ		4		
	日本文学演習Ⅳ		4		
	日本文学演習Ⅴ		4		
	日本語学演習		4		
	日本史史料演習		4		
	日本書誌演習		8		
	英 米 文 学 専 攻	イギリス文学演習		4	
		アメリカ文学演習		4	
		英語学演習		4	
英米文化演習			4		
イギリス文学研究			4		
アメリカ文学研究			4		
英語学研究			4		
英米文化研究			4		
ヨーロッパ文学・文化研究			4		
比較文学・文化研究			4		
言語学研究			4		
表象文化研究			4		
異文化間コミュニケーション研究			4		
アカデミック・ライティング			4		
アカデミック・プレゼンテーション			4		
英語教育研究			4		
英語教育演習		4			
国際文化研究		4			

専攻名	授 業 科 目	単 位 数		
		必 修	選 択	計
ド キ ュ メ ン テ ー シ ョ ン 専 攻	人文情報学研究Ⅲa		2	
	人文情報学研究Ⅲb		2	
	人文情報学研究Ⅲc		2	
	人文情報学研究Ⅲd		2	
	書誌学研究Ⅰa		2	
	書誌学研究Ⅰb		2	
	書誌学研究Ⅰc		2	
	書誌学研究Ⅰd		2	
	書誌学研究Ⅱa		2	
	書誌学研究Ⅱb		2	
	書誌学研究Ⅱc		2	
	書誌学研究Ⅱd		2	
	ドキュメンテーション研究Ⅰ		2	
	ドキュメンテーション研究Ⅱ		2	

別表 I-2 文学研究科 (博士後期課程)

専攻名	授 業 科 目	単 位 数		
		必 修	選 択	計
日 本 文 学 専 攻	上代文学特殊研究		4	
	中古文学特殊研究		4	
	中世文学特殊研究		4	
	近世文学特殊研究		4	
	近代文学特殊研究		4	
	日本語学特殊研究		4	
	中国文学特殊研究		4	
	上代文学演習		4	
	中古文学演習		4	
	中世文学演習		4	
	近世文学演習		4	
	近代文学演習		4	
	日本語学演習		4	
	英 米 文 学 専 攻	英文学特殊研究Ⅰ		4
英文学特殊研究Ⅱ			4	
米文学特殊研究Ⅰ			4	
米文学特殊研究Ⅱ			4	
英語学特殊研究			4	
英文学演習			4	
米文学演習			4	
英語学演習			4	
英米文化特殊研究			4	
比較文学・文化特殊研究			4	
英語教育特殊研究			4	
国際文化特殊研究			4	
異文化間コミュニケーション特殊研究			4	
文 化 財 学 専 攻	研究指導			
	文化財学特殊研究Ⅰ		4	
	文化財学特殊研究Ⅱ		4	
	文化財学特殊研究Ⅲ		4	
	文化財学特殊研究Ⅳ		4	
ド キ ュ メ ン テ ー シ ョ ン 専 攻	研究指導Ⅰ		4	
	研究指導Ⅱ		4	
	研究指導Ⅲ		4	
	ドキュメンテーション特殊研究Ⅰ		4	
	ドキュメンテーション特殊研究Ⅱ		4	
	ドキュメンテーション特殊研究Ⅲ		4	

別表Ⅱ 歯学研究科

専攻名	専攻分野	授業科目	単位数		
			必須	選択	計
歯学	解剖学	解剖学系 (必修科目) 解剖学講義 4 解剖学実習 8 口腔解剖学講義 4 口腔解剖学実習 8 歯学特論 5 (選択科目) 生理学講義 } 8 口腔生理学講義 } 分子生化学講義 } 8 口腔分子生化学講義 } 病理学講義 } 8 口腔病理学講義 } 放射線・画像診断学講義 8 小児歯科学講義 8 その他許可を得た科目 (講義) 8 その他許可を得た科目 (実習) 16			30
		組織学系 (必修科目) 組織学講義 4 組織学実習 8 口腔組織学講義 4 口腔組織学実習 8 歯学特論 5 (選択科目) 病理学講義 } 8 口腔病理学講義 } 保存修復学講義 8 歯内療法講義 8 歯周病学講義 8 口腔外科学講義 8 口腔内科学講義 8 その他許可を得た科目 (講義) 8 その他許可を得た科目 (実習) 16			
	生理学	(必修科目) 生理学講義 4 生理学実習 8 口腔生理学講義 4 口腔生理学実習 8 歯学特論 5 (選択科目) 解剖学講義 } 8 口腔解剖学講義 } 分子生化学講義 } 8 口腔分子生化学講義 } 薬理学講義 } 8 歯科薬理学講義 } 有床義歯補綴学講義 8 その他許可を得た科目 (講義) 8 その他許可を得た科目 (実習) 16			30
	分子生化学	(必修科目) 分子生化学講義 } 4 分子生化学実習 } 8 口腔分子生化学講義 } 4 口腔分子生化学実習 } 8 歯学特論 5 (選択科目) 組織学講義 } 8 口腔組織学講義 } 病理学講義 } 8 口腔病理学講義 } 微生物学講義 } 8 口腔微生物学講義 } 地域歯科保健学講義 8 歯内療法講義 8 歯周病学講義 8 その他許可を得た科目 (講義) 8 その他許可を得た科目 (実習) 16			30

歯学	口腔顎顔面放射線・画像診断学 (必修科目)			30
	放射線・画像診断学講義	8		
	放射線・画像診断学実習	16		
	歯学特論	5		
	(選択科目)			
	解剖学講義		8	
	口腔解剖学講義		8	
	組織学講義		8	
	口腔組織学講義		8	
	病理学講義		8	
	口腔病理学講義		8	
	歯内療法学講義		8	
	歯周病学講義		8	
	口腔外科学講義		8	
	口腔内科学講義		8	
	その他許可を得た科目 (講義)		8	
	その他許可を得た科目 (実習)		16	
小児歯科学	(必修科目)			30
	小児歯科学講義	8		
	小児歯科学実習	16		
	歯学特論	5		
	(選択科目)			
	組織学講義		8	
	口腔組織学講義		8	
	地域歯科保健学講義		8	
	保存修復学講義		8	
	歯科矯正学講義		8	
	放射線・画像診断学講義		8	
	その他許可を得た科目 (講義)		8	
	その他許可を得た科目 (実習)		16	
歯科麻酔学	(必修科目)			30
	歯科麻酔学講義	8		
	歯科麻酔学実習	16		
	歯学特論	5		
	(選択科目)			
	生理学講義		8	
	口腔生理学講義		8	
	分子生化学講義		8	
	口腔分子生化学講義		8	
	薬理学講義		8	
	歯科薬理学講義		8	
	口腔外科学講義		8	
	口腔内科学講義		8	
	その他許可を得た科目 (講義)		8	
	その他許可を得た科目 (実習)		16	
法医学	(必修科目)			30
	法医学講義	8		
	法医学実習	16		
	歯学特論	5		
	(選択科目)			
	解剖学講義		8	
	口腔解剖学講義		8	
	病理学講義		8	
	口腔病理学講義		8	
	口腔外科学講義		8	
	口腔内科学講義		8	
	その他許可を得た科目 (講義)		8	
	その他許可を得た科目 (実習)		16	

別表Ⅲ 入学検定料及び学生納付金

文学研究科

《入学検定料》

30,000円

《学生納付金》

入 学 金(入学時)	260,000円
授 業 料(年 額)	670,000円
施設設備費(入学時)	100,000円

歯学研究科

《入学検定料》

40,000円

《学生納付金》

入 学 金(入学時)	300,000円
授 業 料(年 額)	700,000円
施設設備費(入学時)	300,000円